

## 多良木町防犯カメラ設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内の犯罪に対する抑止力の向上や安心・安全なまちづくりの推進を図るため、防犯カメラを設置する町民等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、多良木町補助金交付規則（平成17年多良木町規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 犯罪の抑止、予防及び再発防止、その他地域の安全を確保することを目的として、屋外の特定の場所を継続的に撮影するため設置した装置であって、撮影した映像を表示し、又は記録する機能を有するものをいう。
- (2) 町民等 次に掲げる者をいう。

ア 本町の区域内に住所を有する者

イ 事業所等が所在する法人若しくは個人事業者

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町内において防犯カメラの設置を行う町民等
- (2) 町税等を滞納していないこと。この場合において、前条第2号（ア）にあつては、その属する世帯の世帯員についても、同様とする。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者
- (4) 同様の補助金を受給していない者

(補助金の交付の条件)

第4条 規則第5条第1項第3号に規定する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 設置する防犯カメラの台数及び撮影範囲は、犯罪の抑止等の目的と町民等の権利及び利益を保護することとの調和が図られるよう必要最小限とすること。
- (2) 防犯カメラの撮影範囲が、自らが管理する家屋、建物等の敷地内を中心として撮影するものであること。
- (3) 防犯カメラの撮影範囲の見えやすい場所に、防犯カメラを設置している旨の表示物を設置すること。
- (4) 防犯カメラの設置場所及び撮影範囲内の住民の同意が得られていること。
- (5) 犯罪事件捜査や行方不明者捜索等に際し、警察からの映像データの提供に協力できること。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は、次に掲げる防犯カメラの設置に必要な経費とする。

- (1) 防犯カメラの購入費
- (2) 防犯カメラを機能させるために必要な機器の購入費
- (3) 防犯カメラ用ケーブルの設置工事費
- (4) 防犯カメラ設置工事費（既存設備の撤去及び移設に要する経費は除く。）
- (5) 防犯カメラを設置している旨の表示物の設置に係る経費
- (6) 夜間時の防犯カメラによる撮影を補完するための人感センサーライトの購入費及びその

## 設置に係る経費

2 次に掲げる経費については、補助の対象としない。

- (1) 保守点検費その他維持管理に係る費用
- (2) 映像データを保存するためのパソコン、スマートフォン及びタブレットの購入費  
(補助金の額及び補助の回数)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、2万円を限度とする。

2 前項に規定する補助金の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助の回数は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 町民等への補助は1回限りとする。ただし、転出、売買、相続等の事由により、この補助金の交付を受けた者とは別の者が交付を受けようとする場合は、この限りではない。
- (2) 同一の住宅等への補助は、複数世帯であっても1回限りとする。

(補助金交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、防犯カメラを購入した日から起算して4月以内に、多良木町防犯カメラ設置補助金交付申請書兼設置報告書兼請求書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 防犯カメラの概要が分かるカタログ等
- (2) 設置場所及び撮像範囲等の現況写真
- (3) 領収書の写し及び内訳の分かる明細等
- (4) 借家・借地の場合、貸主からの防犯カメラ設置同意書（様式第2号）
- (5) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知)

第8条 町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金交付の可否及び補助金の交付額を決定し、多良木町防犯カメラ設置補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(補助金の返還等)

第9条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

- (1) 虚偽又は不正な手段により交付を受けたと判断したとき。
- (2) この要綱に違反したとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年7月1日から施行し、令和7年4月1日以後に購入した防犯カメラから適用する。

(有効期限)

2 この告示は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示に基づき、現に補助金の交付を受けた者に係る規定については、同日後もなお従前の例による。